



第 20 話
キャラクターの著作権

眉山さんの学校では、体育祭のときに学級旗を作っています。
今年は、人気アニメのキャラクターを描くことにしました。



上手く描けた！

似てる似てる！

眉山（びざん）さん

本物そっくりに描いたので、同じイラストを使ってクラスの紹介プログラムを作り、来場する保護者に配ろうとしたのですが・・・



プログラムにも
キャラクター載せない？

いいねー！



先生から、キャラクターのイラストを大量にコピーして配るのは、著作権法違反だと言われてしまいました。

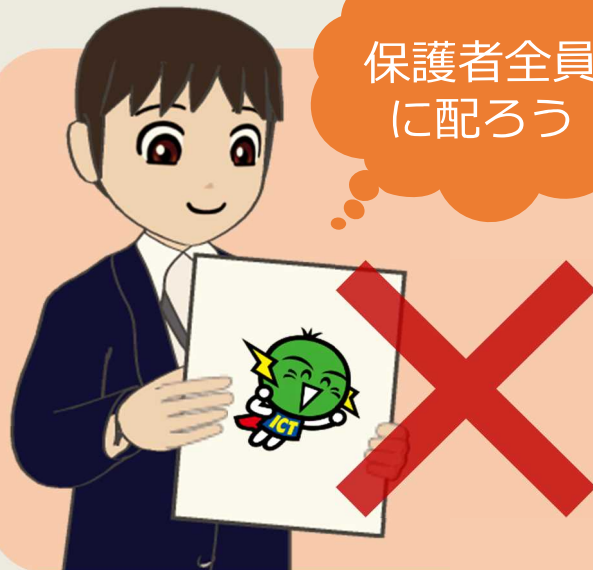
著作権？！



漫画やアニメなどのキャラクターには著作権があり、勝手に使うことはできません。

しかし、体育祭のような学校行事で使う場合は、著作権者の許可がなくても複製できるよう、「著作権法」で例外が認められています。

学校の授業で
使います



保護者全員
に配ろう

ただし、全校生徒や来場者など、多くの人に配るような場合は、以下の点が問題になるため、著作権者の許可を得る必要があります。

- コピーする枚数が多すぎる点
- 保護者のような、学校行事や授業に直接関係ない人に配布する点 など

授業や学校行事で使う場合は、許可がなくても著作物を複製できますが、これはあくまでも「例外」です。

例外が認められないこともあるため、問題ないか確認するよう心がけましょう。



いつも著作権を
意識しよう

